立教比較文明学会会則

制定　2002年12月2日
施行　2003年4月1日

第一条　本会を立教比較文明学会と称し，事務局を立教大学大学院比較文明学専攻研究室におく．

第二条　本会は会員をもって構成し，比較文明学ならびに関連する分野の研究とその発展，ならびに会員相互の親睦をはかることを目的とする．

第三条　本会は第二条の目的達成のために，次の活動を行う．

1. 研究会，講演会，ならびに大会の開催
2. 本会の紀要の発行
3. その他必要と認められた活動

第四条　本会の会員はつぎの各項にあげる者をもって有資格者とする．

1. 立教大学大学院比較文明学専攻に在学する大学院生
2. 立教大学大学院比較文明学専攻の修了者
3. 立教大学大学院比較文明学専攻の授業科目を担当する教員
4. 立教大学大学院比較文明学専攻の授業科目を担当した旧教員
5. その他本会の趣旨に賛同し本会の活動に参加する意思のある研究者・団体

第五条　本会には次の役員をおく．

1. 会長１名
   会長は比較文明学専攻主任がつとめるものとする．
2. 必要に応じて委員を若干名おくことができる．委員の任命委嘱は会長が行う．